

○部局の教育研究等に関連して管理運営を行う教育研究施設について

平成30年3月29日  
学 長 決 定  
改正 平成30年9月27日  
平成31年3月28日  
令和 2年1月23日  
令和 3年1月28日  
令和 6年3月28日

部局の教育研究等に関連して管理運営を行う教育研究施設について

国立大学法人筑波大学の組織及び運営の基本に関する規則（平成16年法人規則第1号）第50条第5項に規定する部局の教育研究等に関連して管理運営を行う教育研究施設は、次の表のとおりとする。

教育研究施設	部局
西アジア文明研究センター	人文社会系
宇宙史研究センター エネルギー物質科学研究センター	数理物質系
山岳科学センター 微生物サステイナビリティ研究センター	生命環境系
ヒューマン・ハイ・パフォーマンス先端研究センター	体育系
トランスボーダー医学研究センター サイバーメディシン研究センター	医学医療系
陽子線医学利用研究センター	附属病院

附 記

この学長決定は、平成30年4月1日から実施する。

附 記（平30.9.27）

この学長決定は、平成30年10月1日から実施する。

附 記（平31.3.28）

この学長決定は、平成31年4月1日から実施する。

附 記（令2.1.23）

この学長決定は、令和2年4月1日から実施する。

附 記（令3.1.28）

この学長決定は、令和3年4月1日から実施する。

附 記（令6.3.28）

この学長決定は、令和6年4月1日から実施する。